



ペットの終活・私の終活 相談室



「エンディングノート」のすすめ★自分の生きた証として。
認知症、介護、終末医療、遺されるペットのお世話など、
人生の締めくくりに向けて自分の想いを伝えておこう！



「遺言書」と
「エンディングノート」とは、
どこが違うの？



どちらも大きな意味では遺される人へ思いを伝えるものということになります。ですが、この二つには大きな違いがあります。最近よく目にすることがあると思いますが、今一度確認しておきましょう。

まずエンディングノートと言われているものには、原則的には法的効力がありません。言い換えれば、遺された人に対して何か強制力が生じることは無いということです。遺言書には、法的効力があります。遺された人がそれに従う必要が生じるということです。

だからといって、どちらが上とか下とかいう関係ではなく、お互いを補完する関係だと思えます。

遺言書は、作成の方法が法律で決まっており、また内容についても法律で限定されています。法的効力が生じるものなので厳格なルールが存在します。ただし内容が限定されているといっても、公序良俗等法律に反しない限りそれ以外の内容を含めることも可能です。付言事項といって、その部分には法的効力は生じません。

エンディングノートは、特に定まったルールはなく、内容も、ご自身に関すること（例えば、履歴、健康状態、資産、友人関係やペットのことなど）、もしものときに備えること（例えば、介護、葬儀、ペットのお世話についてなど）、その他に誰かに伝えておきたいことを自由に記すことが可能です。

遺産などについては法的にきちんと対処できるよう遺言書を作成し、それでは伝えきれないものをエンディングノートに記すというイメージです。

またエンディングノートは遺言書とは違い、ご自身が亡くなったときに備えるものというだけでなく、介護等が必要になったときにもご自身の思いや情報を伝えることに役立つ場合があります。

ペットライフネットでは、ご自身のみならずかわいいペットに関する情報も記入することができるエンディングノートを作成しています。ご興味のある方は一度ご連絡ください。



認知症や終末医療など、
人生の締めくくりも
書いた方がいい？



エンディングノートといえば、自分の死後の事務処理について書いておくものと思われがちです。

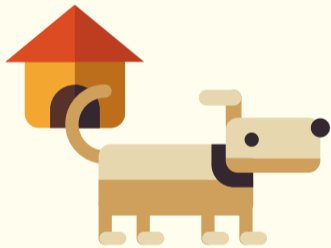
しかし、エンディングノートは、自分が生きている間にも役に立つ場面があります。それは、認知症に罹ったり、終末医療を必要とするような状況です。

認知症になると、法律上有効な意思表示をすることができなくなります。成年後見制度を利用すれば必要な法律行為をすること自体は可能ですが、選任された成年後見人が自分の望む方法で財産の管理をしてくれるとは限りません。

また、成年後見人は、ペットの世話まではしてくれませんから、自分が飼育できなくなったペットをどうするか、どうして欲しいかを前もって決めておかないと、認知症になってからは適切に対処することが難しくなります。結果として、ペットを遺棄することになってしまいます。

終末医療についても、自分で意思表示ができなくなったら、家族や医師が本人にとって良いだろうと思うことを勝手に決めて進めてしまいます。本当は生命維持装置なんていらなかったのに…と思っても、伝えることもできません。家に残してきた大切なペットのことも、案じるだけで何も手を打てないことになるかもしれません。

ですから、エンディングノートは、自分が死んだ後のことだけでなく、判断能力がなくなったときや、意思を明確に伝えることができなくなったときのことを見据えて準備しておくことがとても大切です。



私にもしものことがあったら、
ペットのことが心配！
何かいい手立ては？



大切なペットを誰かに託さなければならなくなった時、なるべくペットに心身の負担をかけず、お世話してもらいたいですね。いざという時に備え、必要なペット情報がしっかり伝わるよう、準備しておいてください。

名前、年齢、性別に加え、

①性格・行動の特徴②食事・水③トイレ④散歩の仕方(犬)⑤健康上の留意点(病気、アレルギーの有無、身体上、季節毎の留意点)⑥服用中の薬やサプリメントとその与え方⑦かかりつけの動物病院⑧マイクロチップ情報(登録完了通知書の保管場所)といった項目です。少し補足します。

①について

「人懐こい」「怖がりによく吠える」など、人への反応は忘れず書いて下さい。また「嫌がること・怖がること」は何かも、ペットのストレス軽減のために大切な情報です。

②について

食事に関する情報は特に大切です。種類、銘柄、保管場所、1回の量、1日の回数、与え方や日ごろの食事の様子(水や湯でふやかしている、トッピングが必要、早食い、食器にこだわりがあるなど)をできるだけ詳しく書いておいてください。

③について

これも最重要情報です。1日の回数、量、便の様子(硬さ、色)、置き場所、猫の場合は種類(システムトイレなど)、砂の材質や銘柄など。下痢をしやすい、便秘気味、屋外でないとしない(犬の場合)など、トイレに関する行動や特徴も忘れずに書いてください。また、ペットと飼い主さんが一緒に写っている写真もプリントアウトしておきましょう。

ペットライフネットのエンディングノートは、ここに挙げた項目はもちろん、より詳しい情報が分かりやすく書き書き込めるようになっています。ぜひご活用ください。



司法書士 木村 貴裕 さん

(きむら・たかひろ)大阪生まれの司法書士。谷崎・木村合同事務所、所長。大阪司法書士会登記委員会所属。後継者の軍師®1級認定コンサルタント。



弁護士 檜山 洋子 さん

(ひやま・ようこ)広島市出身の弁護士・米国ニューヨーク州弁護士。ヒヤマ・クボタ法律事務所代表。大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会、子どもの権利委員会。一級愛玩動物飼養管理士。



ペットシッター 八木 理江 さん

(やぎ・りえ)元保護犬のハナ(キャバリア)、保護猫のるい(キジ白)、ふう(三毛)と賑やかに暮らす。ペット同士仲がいいのが自慢だが、時々3匹で飼い主を仲間外れにするのが悩み。犬、猫だけでなく小動物も大好き。最近のシッティングで面白かったのは、ハリネズミ。(ペットシッター登録・大阪市指令健動管第19-136号保管)

ペットを愛する方のためのエンディングノート
「ペットの終活×人の終活」誕生！
「ペットの終活」と「人の終活」を
1冊にまとめました！

ペットはいつもそばにいて幸せな毎日を約束してくれるかけがいのない存在です。それだけに、ペットの世話ができなくなるような事態が万が一起こたらどうしようと悩まれているのではないのでしょうか。NPO法人ペットライフネットでは、ペットを愛する飼い主さんのためのエンディングノート「ペットの終活×人の終活」を創りました。大切なペットへの想い、お世話になった方々への感謝と最後のお願いを書き留め、「これからの人生」をより豊かに生きる礎を築いてください。



PET LIFE NET



PET LIFE NET

ペットの終活 人の終活

Pet Life Net



ペットを愛する方のためのエンディングノート
「ペットの終活×人の終活」

◎発行：特定非営利活動法人ペットライフネット

◎体裁：A4版・76頁◎定価：1,000円(税込)

※お問い合わせは、お買い求めは、ペットライフネットへ！

wanyao@petlifenet.org